

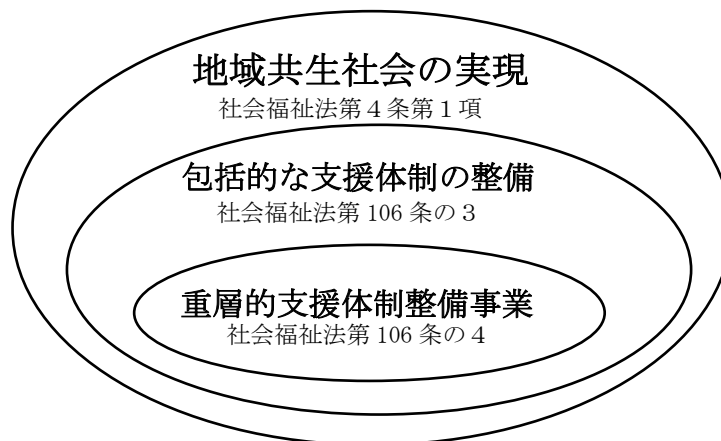
## 重層的支援体制整備事業について

### 1 事業の背景

少子高齢化や人口減少、核家族化の進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティのつながりの希薄化など、時代とともに地域や家族を取り巻く環境が変化しています。加えて、8050 問題やダブルケア、ゴミ屋敷の問題、社会的孤立など、生活課題は複雑化・深刻化しており、これまでの分野別の社会福祉制度や公的サービスでは十分な対応が難しく、いわゆる「制度の狭間」の課題が増加してきています。

既存の介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮の相談支援等の取組を生かしつつ、複雑化・複合化した地域生活課題に対応するため、分野を超えた関係機関と地域住民等との連携・協働の下で、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業として社会福祉法を根拠法として重層的支援体制整備事業が創設されました。

☆重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備のための事業です。



### 2 地域共生型社会のイメージ 別紙 3 - 2

### 3 重層的支援体制のイメージ 別紙 3 - 3

### 4 重層的支援体制整備事業の内容 別紙 3 - 4

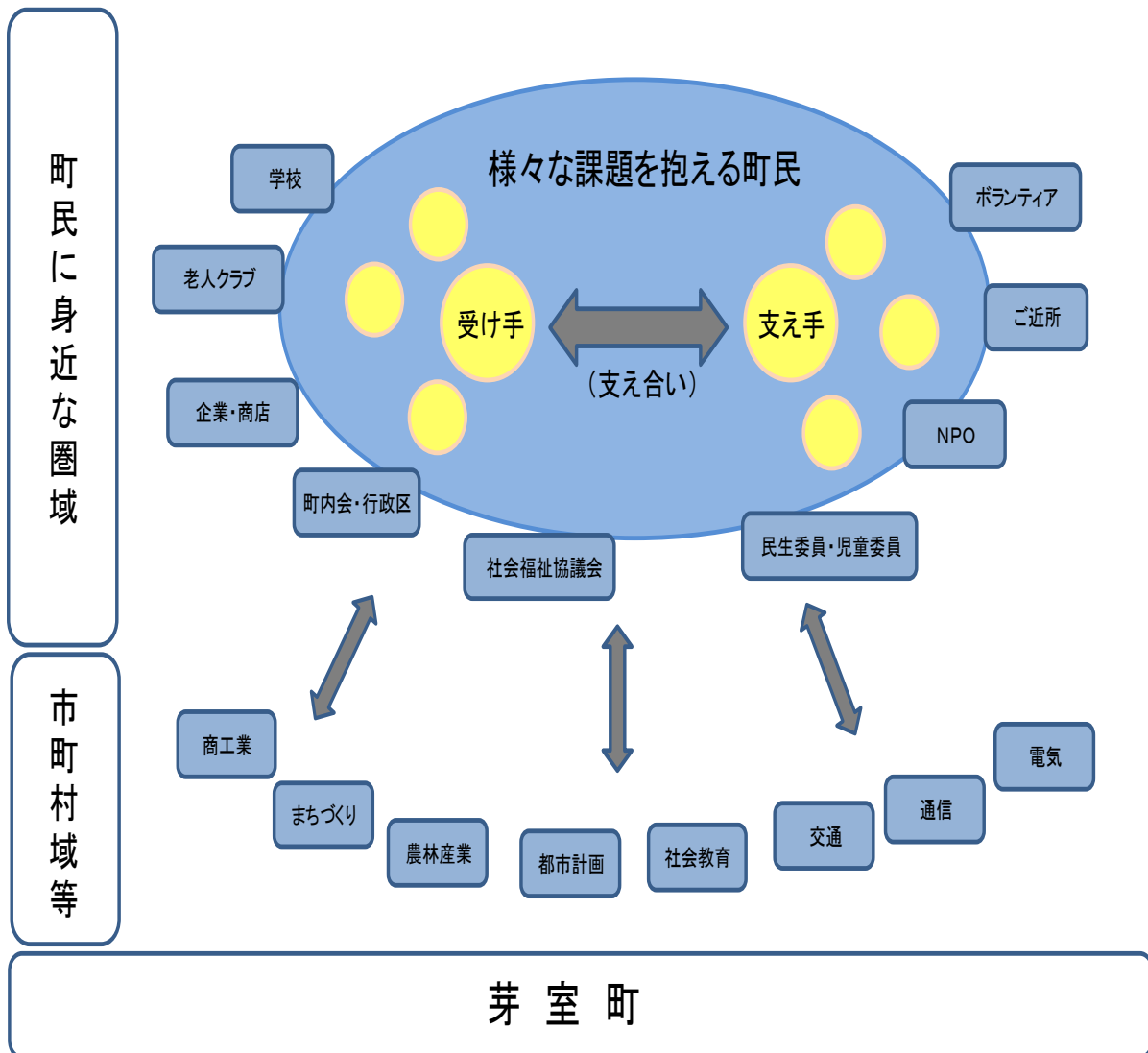
重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を加え、①から⑤までの事業を一体的に実施します。

### 5 芽室町の取り組み 別紙 3 - 5

## 第4章 施策の推進に向けた取り組み

### 5 地域共生型社会のイメージ

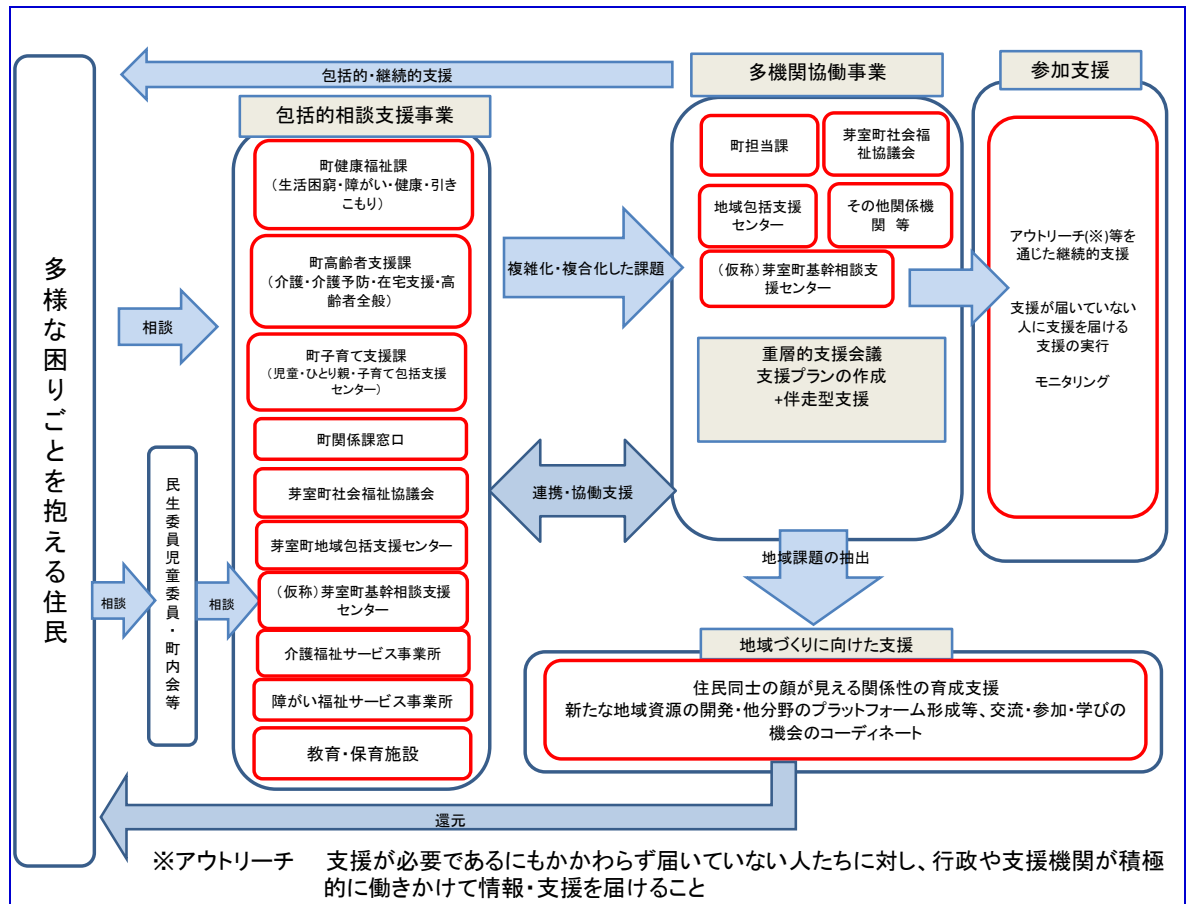
福祉的な支援を必要とする方々が地域で安全に安心して暮らし、地域の中で孤立することがないように、町や社会福祉協議会、町内会・行政区等の関係機関や、民生委員児童委員、老人クラブ、民間事業者による重層的な支援を行うとともに、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、町民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、まちづくりを共に行っていく社会を目指すものです。



## 6

## 重層的支援体制のイメージ

高齢、障がい、児童等の各分野ごとの相談支援では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化、複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、孤立しているケース等を実に支援につなげ、かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような重層的支援体制づくりを検討します。



相談者の属性、世代、相談内容に応じて、「包括的相談支援事業」として、町担当課、関係機関で相談を受け止め、受け止めた相談のうち、複雑化、複合化した事例については「多機関協働事業」につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもと支援できるようにします。

長期にわたり引きこもりの状態にある人等、自ら支援につなげる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援します。

相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には「参加支援事業」により、本人のニーズと地域資源の間を調整します。

地域づくりに向けた支援を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を作るほか、他事業との相乗効果で社会的孤立の発生、深刻化を防止します。

これらの事業が重なり合いながら、町全体の体制として本人に寄り添い、伴走する重層的支援体制を構築していきます。

# 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備

## ～重層的支援体制整備事業

これまでの支援体制 「対象者ごと」「課題ごと」の支援

高齢者、子どもや障がいなど、「対象者ごと」  
さらに、要介護・虐待・生活困窮など、「課題ごと」

高齢者

地域包括ケアシステム

子ども

発達支援システム

障がい者

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム



これからは **属性・世代を問わない、**  
**相談支援・地域づくり事業 の一体的実施 重層的支援体制**

### I 相談支援 重なるの協働化

子ども【こども家庭センター】

障がい者【基幹相談支援センター】 (R7.4)

高齢者【地域包括支援センター】

生活困窮者【自立相談支援機関】

### II 参加支援

### III 地域づくりに向けた支援

近年は ひとりが、またはひとつの家族が、  
複数の困難を抱え、支援ニーズが複雑化・複合化

個人や家族の困難や  
生きづらさなど、  
「複数の生活課題  
全体」を捉えて支援

例

40代息子

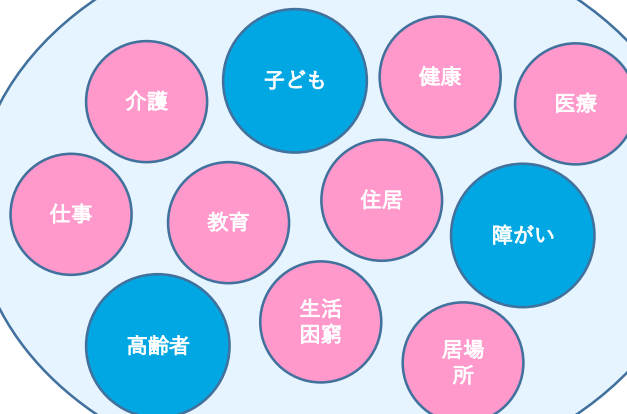
中学生孫

80代夫婦

ぜんぶ  
まるごと

高齢夫婦 夫は認知症  
息子は精神症状、受診拒否、就労なし、ひきこもり  
孫は発達に支援、友人関係・進路に悩み、不登校  
収入源は夫婦の年金のみ 他に支援する親族なし

家族まるごと



課題まるごと

### 目指す姿

誰もが支える側にも支えられる側にもなる  
自分らしく役割をもって暮らせる  
住み慣れた地域で安心して暮らせる

## 地域共生社会

## I 重層的支援体制整備事業実施計画

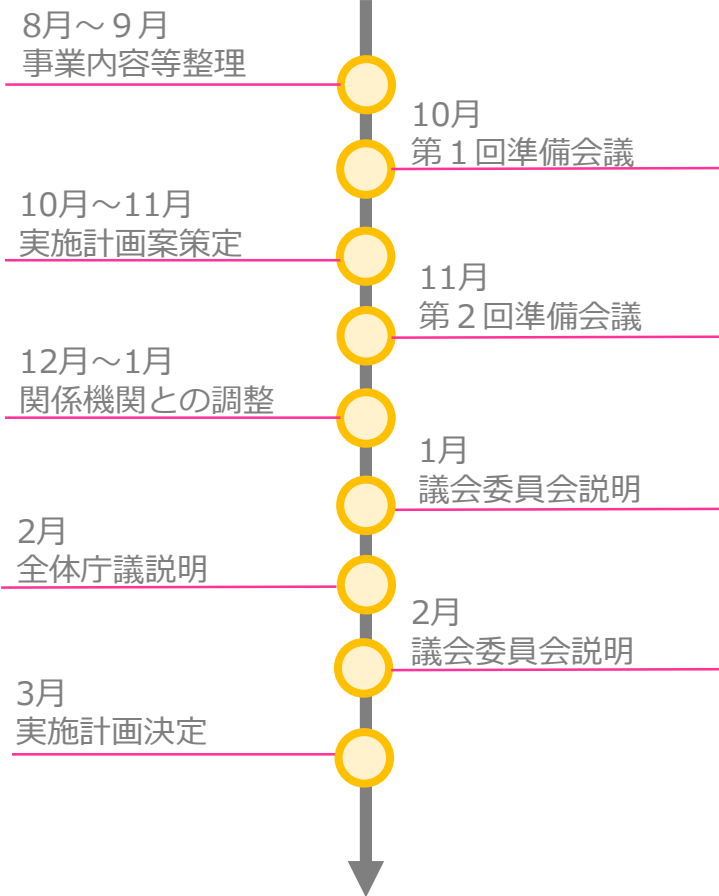
### 社会福祉法第106条の5第1項

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

## II 進捗状況

- ① 重層的支援体制整備事業準備会議開催（2回）
- ② 芽室町重層的支援体制整備事業実施計画案作成

## III 令和6年度スケジュール



芽室町重層的支援体制整備事業実施計画施行